

平成 24 年 8 月 28 日

各位

一般社団法人 膜分離技術振興協会  
膜浄水委員会  
委員長 阿瀬 智暢

水道用膜モジュール性能調査における浸出試験方法変更の件

貴社ますますご盛栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のご協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、本年 2 月 28 日に厚生労働省健康局水道課より「水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法の一部を改正する件、資機材等の材質に関する試験の一部を改正する件並びに給水装置の構造及び材質の基準に係る試験の一部を改正する件(健水発0228第2号)」が公布されました。

この通知の中に「信頼性確保に係る改正」があり、試料採取から試験終了までの期間が明確化されました。

この改正によって、一部の水質項目については従来よりも短時間で測定を完了させることが要求されるようになり、平成 24 年 4 月 1 日から既に適用されているところです。

当協会においても速やかに対応することを検討した結果、来年 4 月 1 日以降の性能調査申請分より新しい基準を適用させることに致しました。

水道用膜モジュール性能調査申請者に於かれましては、水質検査機関の分析結果報告書に改正水道法に則って分析が実施された旨を明記頂きますよう、当該水質検査機関にご依頼をお願い申し上げます。

当面、『水道用膜モジュール性能調査規定集』の改訂を行う予定はありませんが、各登録水質検査機関にご確認の上、申請して頂きたく、お願い申し上げます。

以上